



許可番号03620063312

### 産業廃棄物処分業許可証

住 所 徳島県阿波市市場町上喜来字南久保650番地1

氏 名 株式会社山興建設  
代表取締役 山添 博幸

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証明する。  
第14条の2第1項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和6年10月24日

許可の有効年月日 令和11年8月8日

#### 1. 事業の範囲

##### (1) 事業の区分

中間処理(破砕)

##### (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず(工場の敷、破砕施設で生じたものを除く)及び陶磁器くず、がれき類  
(以上8種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び火薬使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

#### 2. 事業の用に供する全ての施設

裏面記載のとおり

#### 3. 許可の条件

2に掲げる施設の稼働は、午前8時から午後5時までの8時間以内とすること。

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年8月9日 新規許可  
平成13年3月13日 変更許可  
平成14年11月28日 変更届出  
平成16年8月9日 更新許可  
平成21年2月18日 変更届出(住所の変更、事務所の変更)  
平成21年9月8日 更新許可  
平成24年3月26日 変更届出(事業所の建替)  
平成24年7月12日 変更届出(破砕施設の追加(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず))  
平成26年9月17日 更新許可  
平成30年10月3日 変更届出(住所の変更)  
令和元年10月2日 更新許可  
令和5年4月12日 変更許可(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくずの廃棄物の追加)  
令和6年10月24日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

#### 2. 事業の用に供する全ての施設

種 類: 破砕施設(一次破砕機(S7N) 二次破砕機(KD-70))

設置場所: 徳島県阿波市阿波町下喜来137番1

設置年月日: 平成20年12月19日

処理能力: 360t/日(8時間) 一次破砕機(S7N) 372.32t/日  
二次破砕機(KD-70) 360t/日

処理対象物の種類: ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

許可年月日: 平成20年12月3日

許可番号: 228

種 類: 破砕施設(一次破砕機(S6N) 二次破砕機(KD-70))

設置場所: 徳島県板野郡藍住町東中富字西向江傍101番1 他1筆

徳島県板野郡板野町西中富字東新田168番1 他4筆

設置年月日: 平成24年3月5日

処理能力: 265.6t/日(8時間) 一次破砕機(S6N) 265.6t/日  
二次破砕機(KD-70) 359.2t/日

処理対象物の種類: ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

許可年月日: 平成23年8月3日

許可番号: 237

種 類: 破砕施設(ZR260HC)

設置場所: 徳島県阿波市阿波町下喜来149番1

設置年月日: 令和5年4月3日

処理能力: 木くず 140.0t/日(8時間)

許可年月日: 令和4年12月27日

許可番号: 1045

種 類: 破砕施設(CG-11090)

設置場所: 徳島県阿波市阿波町下喜来149番1

設置年月日: 令和5年4月3日

処理能力: 廃プラスチック類 2.10t/日(8時間)

紙くず 2.38t/日(8時間)

繊維くず 1.12t/日(8時間)

金属くず 1.42t/日(8時間)

ゴムくず 1.15t/日(8時間)

以下余白

許可番号03600063312

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 徳島県阿波市市場町上喜来字南久保650番地1  
氏 名 株式会社山興建設  
代表取締役 山添 博幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和6年8月27日  
許可の有効年月日 令和11年8月8日

#### 1. 事業の範囲

(1) 積替え  
なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず〔陶磁器、陶磁器に付いたばいりを除く〕及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん  
(以上12種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物、石含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

5. 積替え許可の有無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年8月9日	新規許可
平成13年3月12日	変更許可
平成14年11月28日	変更届出
平成16年8月9日	更新許可
平成21年9月8日	更新許可
平成26年9月9日	更新許可
平成30年10月3日	変更届出 (積替えの変更)
令和元年9月26日	更新許可
令和3年9月8日	変更許可 (燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ばいじんの追加)
令和6年8月27日	更新許可

以下余白